

内閣府設置法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文
 ○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。</p> <p>一 一六（略）</p> <p>六の二 宇宙の開発及び利用（以下「宇宙開発利用」という。）の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する事項</p> <p>七 一八（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一七（略）</p> <p>七の二 宇宙開発利用に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。</p> <p>七の三 宇宙開発利用の推進に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>七の四 多様な分野において公共の用又は公用に供される人工衛星等（人工衛星及び人工衛星に搭載される設備をいう。）で政</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。</p> <p>一 一六（略）</p> <p>（新規）</p> <p>七 一八（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一七（略）</p> <p>（新規）</p> <p>（新規）</p> <p>（新規）</p>

令で定めるもの及びその運用に必要な施設又は設備の整備及び管理に関すること。

七の五 前三号に掲げるもののほか、宇宙開発利用に関する施策に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

七の六 防災に関する施策の推進に関すること。

八〇十四の五 (略)

十五 第七号の六から前号までに掲げるもののほか、防災に関する施策に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

十六〇六十二 (略)

(副大臣)

第十三条 (略)

2 内閣府に、前項の副大臣のほか、他省の副大臣の職を占める者をもって充てられる副大臣を置くことができる。

3〇5 (略)

6 副大臣は、内閣総辞職の場合においては、内閣総理大臣その他の国務大臣が全てその地位を失ったときに、これと同時にその地位を失う。

(大臣政務官)

第十四条 (略)

2 内閣府に、前項の大臣政務官のほか、他省の大臣政務官の職を占める者をもって充てられる大臣政務官を置くことができる。

3〇5 (略)

6 前条第六項の規定は、大臣政務官について準用する。

(新規)

七の二 防災に関する施策の推進に関すること。

八〇十四の五 (略)

十五 第七号の二から前号までに掲げるもののほか、防災に関する施策に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

十六〇六十二 (略)

(副大臣)

第十三条 (略)

(新規)

2〇4 (略)

5 副大臣は、内閣総辞職の場合においては、内閣総理大臣その他の国務大臣がすべてその地位を失ったときに、これと同時にその地位を失う。

(大臣政務官)

第十四条 (略)

(新規)

2〇4 (略)

5 前条第五項の規定は、大臣政務官について準用する。

(設置)

第三十七条 本府に、宇宙政策委員会を置く。

2| 前項に定めるもののほか、本府には、第四条第三項に規定する所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関（次項において「審議会等」という。）を置くことができる。

3| 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

(略)

(宇宙政策委員会)

第三十八条 宇宙政策委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 内閣総理大臣の諮問に応じて次に掲げる重要事項を調査審議すること。

イ 宇宙開発利用に関する政策に関する重要事項

ロ 関係行政機関の宇宙開発利用に関する経費の見積りの方針に関する重要事項

ハ イ及びロに掲げるもののほか、宇宙開発利用に関する重要事項

二 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて人工衛星及びその打上げ用ロケットの打上げの安全の確保又は宇宙の環境の保全に関する重要事項を調査審議すること。

(設置)

第三十七条 (新規)

1| 本府には、第四条第三項に規定する所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関（次項において「審議会等」という。）を置くことができる。

2| 別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

(略)

第三十八条 削除

2| 宇宙政策委員会は、前項各号に掲げる重要事項に関し、必要があるとき、内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

3| 宇宙政策委員会は、第一項各号に掲げる重要事項に関し、必要があるとき、内閣総理大臣又は内閣総理大臣を通じて関係各大臣に対し、必要な勧告をすることができる。

4| 前三項に定めるもののほか、宇宙政策委員会の組織及び委員その他宇宙政策委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

(国会への報告等)

第六十七条 政府は、第十七条第三項、第六項、第七項若しくは第九項、第三十七条第二項、第三十九条、第五十二条第四項、第五十三条第四項、第五十四条、第五十五条、第六十一条、第六十二条第一項若しくは第二項又は第六十三条第二項若しくは第三項の規定により政令で設置される組織(第五十二条第四項の規定により設置される課及びこれに準ずる室を除く。)その他これらに準ずる主要な組織につき、その新設、改正及び廃止をしたときは、その状況を次の国会に報告しなければならない。

2 (略)

附則

第二条の二 第四条第一項及び第三項の規定にかかわらず、復興庁が廃止されるまでの間は、同条第一項第八号並びに第三項第七号の六及び第十五号に掲げる事務のうち東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。附則第三条の二第二項にお

(国会への報告等)

第六十七条 政府は、第十七条第三項、第六項、第七項若しくは第九項、第三十七条第一項、第三十九条、第五十二条第四項、第五十三条第四項、第五十四条、第五十五条、第六十一条、第六十二条第一項若しくは第二項又は第六十三条第二項若しくは第三項の規定により政令で設置される組織(第五十二条第四項の規定により設置される課及びこれに準ずる室を除く。)その他これらに準ずる主要な組織につき、その新設、改正及び廃止をしたときは、その状況を次の国会に報告しなければならない。

2 (略)

附則

第二条の二 第四条第一項及び第三項の規定にかかわらず、復興庁が廃止されるまでの間は、同条第一項第八号並びに第三項第七号の二及び第十五号に掲げる事務のうち東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。附則第三条の二第二項にお

いて同じ。)からの復興に関するもの並びに第四条第三項第十四号の五に掲げる事務については、内閣府の所掌事務としない。

2 (略)

(副大臣の定数等の特例)

第三条の二 第十三条第一項の規定にかかわらず、復興庁が廃止されるまでの間は、副大臣の定数は、復興庁設置法第九条第一項の復興副大臣の職を兼ねる副大臣(次項において「兼職復興副大臣」という。)を除き、三人とする。この場合において、第十三条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、

「附則第三条の二第一項前段」とする。

2 第十三条第三項の規定にかかわらず、兼職復興副大臣は、内閣官房長官又は特命担当大臣の命を受け、内閣府の所掌事務(大臣委員会等の所掌に属するものを除く。)のうち東日本大震災からの復興に関連するもの(以下この項において「東日本大震災復興関連事務」という。)に係る政策及び企画をつかさどり、東日本大震災復興関連事務に係る政務を処理する。この場合において、兼職復興副大臣についての同条第四項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「附則第三条の二第二項前段」とする。

いて同じ。)からの復興に関するもの並びに第四条第三項第十四号の五に掲げる事務については、内閣府の所掌事務としない。

2 (略)

(副大臣の定数等の特例)

第三条の二 第十三条第一項の規定にかかわらず、復興庁が廃止されるまでの間は、副大臣の定数は、復興庁設置法第九条第一項の復興副大臣の職を兼ねる副大臣(次項において「兼職復興副大臣」という。)を除き、三人とする。

2 第十三条第二項の規定にかかわらず、兼職復興副大臣は、内閣官房長官又は特命担当大臣の命を受け、内閣府の所掌事務(大臣委員会等の所掌に属するものを除く。)のうち東日本大震災からの復興に関連するもの(以下この項において「東日本大震災復興関連事務」という。)に係る政策及び企画をつかさどり、東日本大震災復興関連事務に係る政務を処理する。この場合において、兼職復興副大臣についての第十三条第三項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「附則第三条の二第二項前段」とする。

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 本省に置かれる職及び機関</p> <p>第一節 特別な職（第五条）</p> <p>第二節 審議会等</p> <p>第一款 設置（第六条）</p> <p>第二款 科学技術・学術審議会（<u>第七条</u>—<u>第十七条</u>）（削る）</p> <p>第三款 <u>国立大学法人評価委員会（第十八条・第十九条）</u></p> <p>第四款 <u>独立行政法人評価委員会（第二十条）</u></p> <p>第三節 特別の機関（<u>第二十一条</u>—<u>第二十四条</u>）</p> <p>第四節 地方支分部局（<u>第二十五条</u>）</p> <p>第四章・第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第四条 文部科学省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇六十四（略）</p> <p>六十五 宇宙の利用の推進に関する事務のうち科学技術の水準の向上を図るためのものに関すること。</p> <p>六十六〇九十七（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 本省に置かれる職及び機関</p> <p>第一節 特別な職（第五条）</p> <p>第二節 審議会等</p> <p>第一款 設置（第六条）</p> <p>第二款 科学技術・学術審議会（<u>第七条</u>）</p> <p>第三款 <u>宇宙開発委員会（第八条—第十七条）</u></p> <p>第四款 <u>国立大学法人評価委員会（第十八条・第十九条）</u></p> <p>第五款 <u>独立行政法人評価委員会（第二十条）</u></p> <p>第三節 特別の機関（<u>第二十一条</u>—<u>第二十四条</u>）</p> <p>第四節 地方支分部局（<u>第二十五条</u>）</p> <p>第四章・第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第四条 文部科学省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇六十四（略）</p> <p>六十五 宇宙の利用の推進に関すること。</p> <p>六十六〇九十七（略）</p>

第六条 本省に、科学技術・学術審議会を置く。

(削る)

(削る)

2 (略)

(削る)

第八条から第十七条まで 削除

第六条 本省に、次の審議会等を置く。

科学技術・学術審議会

宇宙開発委員会

2 (略)

第三款 宇宙開発委員会

(所掌事務)

第八条 宇宙開発委員会（以下この款において「委員会」という。）は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第六十一号）第十一条の規定による独立行政法人宇宙航空研究開発機構の役員の任命に対する同意及び意見の申出を行うこと。
- 二 独立行政法人宇宙航空研究開発機構法第十九条に規定する宇宙開発に関する長期的な計画の議決を行うこと。

(組織)

第九条 委員会は、委員長及び委員四人をもって組織する。

2 委員のうち二人は、非常勤とする。

(委員長)

第十条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する常勤の委員が、その職務を代理する。

(委員長及び委員の任命)

第十一条 委員長及び委員は、宇宙の開発に関し優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、文部科学大臣が任命する。

2 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、文部科学大臣は、前項の規定にかかわらず、委員長又は委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、文部科学大臣は、直ちにその委員長又は委員を罷免しなければならない。

(委員長及び委員の任期)

第十二条 委員長及び委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員長及び委員は、再任されることができる。

(委員長及び委員の罷免)

第十三条 文部科学大臣は、委員長若しくは委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認める場合又は委員長若しくは委員に職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

(委員長及び委員の服務)

第十四条 委員長及び委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2| 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3| 委員長及び常勤の委員は、在任中、文部科学大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

(委員長及び委員の給与)

第十五条 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(資料提出の要求等)

第十六条 委員会は、その所掌事務を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(政令への委任)

第十七条 第八条から前条までに規定するもののほか、委員会の組織及び委員その他の職員その他委員会に関し必要な事項については、政令で定める。

第四款 国立大学法人評価委員会

第五款 独立行政法人評価委員会

第三款 国立大学法人評価委員会

第四款 独立行政法人評価委員会

改 正 案	現 行
<p>（機構の目的）</p> <p>第四条 独立行政法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）は、大学との共同等による宇宙科学に関する学術研究、宇宙科学技術（宇宙に関する科学技術をいう。以下同じ。）に関する基礎研究及び宇宙に関する基盤的研究開発並びに人工衛星等の開発、打上げ、追跡及び運用並びにこれらに関連する業務を、宇宙基本法（平成二十年法律第四十三号）第二条の宇宙の平和的利用に関する基本理念にのっとり、総合的かつ計画的に行うとともに、航空科学技術に関する基礎研究及び航空に関する基盤的研究開発並びにこれらに関連する業務を総合的に行うことにより、大学等における学術研究の発展、宇宙科学技術及び航空科学技術の水準の向上並びに宇宙の開発及び利用の促進を図ることを目的とする。</p> <p>第十一条 削除</p> <p>（業務の範囲等）</p>	<p>（機構の目的）</p> <p>第四条 独立行政法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）は、大学との共同等による宇宙科学に関する学術研究、宇宙科学技術（宇宙に関する科学技術をいう。以下同じ。）に関する基礎研究及び宇宙に関する基盤的研究開発並びに人工衛星等の開発、打上げ、追跡及び運用並びにこれらに関連する業務を、平和の目的に限り、総合的かつ計画的に行うとともに、航空科学技術に関する基礎研究及び航空に関する基盤的研究開発並びにこれらに関連する業務を総合的に行うことにより、大学等における学術研究の発展、宇宙科学技術及び航空科学技術の水準の向上並びに宇宙の開発及び利用の促進を図ることを目的とする。</p> <p>（役員の任命の際の宇宙開発委員会の同意等）</p> <p>第十一条 文部科学大臣は、通則法第二十条第一項の規定により理事長を任命しようとするときは、あらかじめ、宇宙開発委員会の同意を得なければならない。</p> <p>2 文部科学大臣は、通則法第二十条第二項の規定により監事を任命しようとするときは、あらかじめ、宇宙開発委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>（業務の範囲等）</p>

第十八条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一〇五 (略)

六 第三号及び第四号に掲げる業務に関し、民間事業者の求めに応じて援助及び助言を行うこと。

七〇十 (略)

2 (略)

(宇宙開発利用に関する基本的な計画)

第十九条 主務大臣は、中期目標（航空科学技術に関する基礎研究及び航空に関する基盤的研究開発並びにこれらに関連する業務に係る部分を除く。）を定め、又は変更するに当たっては、宇宙基本法第二十四条に規定する宇宙基本計画に基づかなければならない。

2 主務大臣は、前条第一項第二号及び第八号に掲げる業務（同項第二号に掲げる業務のうち航空科学技術に関する基礎研究及び航空に関する基盤的研究開発に係るもの並びに同項第八号に掲げる業務のうち宇宙科学及び航空科学技術に係るものを除く。）並びにこれらに附帯する業務に関し、中期目標を定め、又は変更しよ
うとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければなら
ない。

(主務大臣の要求)

第二十四条 主務大臣は、次に掲げる場合には、機構に対し、必要な措置をとることを求めることができる。

一 宇宙の開発及び利用に関する条約その他の国際約束を我が

第十八条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行
う。

一〇五 (略)

(新規)

六〇九 (略)

2 (略)

(宇宙開発に関する長期的な計画)

第十九条 主務大臣は、中期目標（航空科学技術に関する基礎研究及び航空に関する基盤的研究開発並びにこれらに関連する業務に係る部分を除く。）を定め、又は変更するに当たっては、宇宙開
発委員会の議決を経て主務大臣が定める宇宙開発に関する長期的
な計画に基づかなければならない。

(新規)

(主務大臣の要求)

第二十四条 主務大臣は、宇宙の開発及び利用に関する条約その
他の国際約束を我が国が誠実に履行するため必要があると認め
るときは、機構に対し、必要な措置をとることを求めることが

国が誠実に履行するため必要があると認めるとき。

二 関係行政機関の要請を受けて、我が国の国際協力の推進若しくは国際的な平和及び安全の維持のため特に必要があると認めるとき又は緊急の必要があると認めるとき。

2 (略)

(主務大臣等)

第二十六条 機構に係るこの法律及び通則法における主務大臣は、次のとおりとする。

一 (略)

二 第六条及び第二十三条並びに通則法第三十八条、第四十四条、第四十六条の二(第四号から第八号までに規定する業務に係る政府出資等に係る不要財産に係る部分に限る。)、第四十六条の三(第四号から第八号までに規定する業務に係る民間等出資に係る不要財産に係る部分に限る。)及び第四十八条(第四号から第八号までに規定する業務の用に供する重要な財産に係る部分に限る。)に規定する管理業務に関する事項については、文部科学大臣及び総務大臣

三 第十八条第一項に規定する業務(次号から第八号までに規定するものを除く。)に関する事項については、文部科学大臣

四 第十八条第一項に規定する業務のうち同項第三号及び第四号に掲げるもの(宇宙科学に関する学術研究のためのものを除く。)並びにこれらに関連する同項第五号及び第七号に掲げるもの(次号から第七号までに規定するものを除き、これらに附帯する業務を含む。)に関する事項については、文部科学大臣及び総務大臣

できる。

2 (略)

(主務大臣等)

第二十六条 機構に係るこの法律及び通則法における主務大臣は、次のとおりとする。

一 (略)

二 第六条及び第二十三条並びに通則法第三十八条、第四十四条、第四十六条の二(第四号に規定する業務に係る政府出資等に係る不要財産に係る部分に限る。)、第四十六条の三(同号に規定する業務に係る民間等出資に係る不要財産に係る部分に限る。)及び第四十八条(同号に規定する業務の用に供する重要な財産に係る部分に限る。)に規定する管理業務に関する事項については、文部科学大臣及び総務大臣

三 第十八条第一項に規定する業務(次号に規定するものを除く。)に関する事項については、文部科学大臣

四 第十八条第一項に規定する業務のうち同項第三号及び第四号に掲げるもの(宇宙科学に関する学術研究のためのものを除く。)並びにこれらに関連する同項第五号及び第六号に掲げるもの(これらに附帯する業務を含む。)に関する事項については、文部科学大臣及び総務大臣

五 第十八条第一項に規定する業務のうち同項第三号及び第四号に掲げるもの（宇宙科学に関する学術研究のためのものを除く。）であつて宇宙の利用の推進に関するもの並びにこれらに関連する同項第五号及び第七号に掲げるもの（第七号に規定するものを除き、これらに附帯する業務を含む。）に関する事項については、文部科学大臣、内閣総理大臣及び総務大臣

（新規）

六 第十八条第一項に規定する業務のうち同項第三号及び第四号に掲げるもの（宇宙科学に関する学術研究のためのものを除く。）であつて政令で定める人工衛星等又は施設若しくは設備に関するもの並びにこれらに関連する同項第五号及び第七号に掲げるもの（次号に規定するものを除き、これらに附帯する業務を含む。）に関する事項については、文部科学大臣、総務大臣及び政令で定める大臣

（新規）

七 第十八条第一項に規定する業務のうち同項第三号及び第四号に掲げるもの（宇宙科学に関する学術研究のためのものを除く。）であつて前号の政令で定める人工衛星等又は施設若しくは設備に関するもの（宇宙の利用の推進に関するものに限る。）並びにこれらに関連する同項第五号及び第七号に掲げるもの（これらに附帯する業務を含む。）に関する事項については、文部科学大臣、内閣総理大臣、総務大臣及び前号の政令で定める大臣

（新規）

八 第十八条第一項に規定する業務のうち同項第六号に掲げるもの（これに附帯する業務を含む。）に関する事項については、文部科学大臣、内閣総理大臣、総務大臣及び経済産業大臣

（新規）

2 総務大臣は、専ら前項第四号から第八号までに規定する業務の適正かつ確実な実施を図る観点から、同項第二号に規定する規定

2 総務大臣は、専ら前項第四号に規定する業務の適正かつ確実な実施を図る観点から、同項第二号に規定する規定に基づく認可又

に基づく認可又は承認を行うものとする。

3 (略)

4 機構に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。ただし、第一項第四号から第八号までに規定する業務に係る通則法第五十条に規定する主務省令は、文部科学省令・総務省令とする。

(独立行政法人評価委員会への意見聴取等)

第二十七条 次に掲げる規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会及び総務省の独立行政法人評価委員会」とする。

一 通則法第三十八条第三項、第四十四条第四項、第四十六条の二第五項（前条第一項第四号から第八号までに規定する業務に係る政府出資等に係る不要財産に係る部分に限る。）、第四十六条の三第六項（前条第一項第四号から第八号までに規定する業務に係る民間等出資に係る不要財産に係る部分に限る。）及び第四十八条第二項（前条第一項第四号から第八号までの業務の用に供する重要な財産に係る部分に限る。）の規定

二 前条第一項第四号から第八号までに規定する業務に関する通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項及び第三十五条第二項の規定

2| 前条第一項第五号に規定する業務に関する通則法第二十八条第

三項、第二十九条第三項、第三十条第三項及び第三十五条第二項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会並びに内閣府の独立行政法人評価委員会及び総務省の独立行政法人評価委員会」とする。

は承認を行うものとする。

3 (略)

4 機構に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。ただし、第一項第四号に規定する業務に係る通則法第五十条に規定する主務省令は、文部科学省令・総務省令とする。

(独立行政法人評価委員会への意見聴取等)

第二十七条 次に掲げる規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会及び総務省の独立行政法人評価委員会」とする。

一 通則法第三十八条第三項、第四十四条第四項、第四十六条の二第五項（前条第一項第四号に規定する業務に係る政府出資等に係る不要財産に係る部分に限る。）、第四十六条の三第六項（同号に規定する業務に係る民間等出資に係る不要財産に係る部分に限る。）及び第四十八条第二項（同号の業務の用に供する重要な財産に係る部分に限る。）の規定

二 前条第一項第四号に規定する業務に関する通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項及び第三十五条第二項の規定

(新規)

3| 前条第一項第六号に規定する業務に関する通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項及び第三十五条第二項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会並びに総務省の独立行政法人評価委員会及び政令で定める府省の独立行政法人評価委員会」とする。

4| 前条第一項第七号に規定する業務に関する通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項及び第三十五条第二項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会並びに内閣府の独立行政法人評価委員会、総務省の独立行政法人評価委員会及び政令で定める府省の独立行政法人評価委員会」とする。

5| 前条第一項第八号に規定する業務に関する通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項及び第三十五条第二項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会並びに内閣府の独立行政法人評価委員会、総務省の独立行政法人評価委員会及び経済産業省の独立行政法人評価委員会」とする。

6| 文部科学省の独立行政法人評価委員会は、次の場合には、前条第一項第四号に規定する業務に関しては総務省の独立行政法人評価委員会の、同項第五号に規定する業務に関しては内閣府の独立行政法人評価委員会及び総務省の独立行政法人評価委員会の、同項第六号に規定する業務に関しては総務省の独立行政法人評価委員会及び政令で定める府省の独立行政法人評価委員会の、同項第七号に規定する業務に関しては内閣府の独立行政法人評価委員会、総務省の独立行政法人評価委員会及び政令で定める府省の独立行政法人評価委員会の、同項第八号に規定する業務に関しては

(新規)

(新規)

(新規)

2| 文部科学省の独立行政法人評価委員会は、次の場合には、前条第一項第四号に規定する業務に関し、総務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

内閣府の独立行政法人評価委員会、総務省の独立行政法人評価委員会及び経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

一・二 (略)

(財務大臣との協議)

第二十八条 主務大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

一 (略)

(削る)

二・三 (略)

附則

第十五条 削除

一・二 (略)

(財務大臣との協議)

第二十八条 主務大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

一 (略)

二 第十九条の長期的な計画を定めようとするとき。

三・四 (略)

附則

(主務大臣等の特例)

第十五条 政令で定める人工衛星の運用が終了する日(以下この条において「終了日」という。)までの間(通則法第三十八条に規定する管理業務に関する事項にあつては終了日を含む事業年度の当該管理業務が終了する日までの間、事業年度又は中期目標に係る業務の実績に関する評価に関する事項にあつてはそれぞれ終了日を含む事業年度又は中期目標の期間における当該評価が終了する日までの間)は、第二十三条第二項中「文部科学省及び総務省」とあるのは「文部科学省、総務省及び政令で定める府省」と、第二十六条第一項第二号及び第四号中「文部科学大臣及び総務大臣」とあるのは「文部科学大臣、総務大臣及び政令で定める大臣」と、同条第二項中「総務大臣」とあるのは「総務大臣及び政令で定める大臣」と、同条第四項ただし書中「文部科学省令・

(政令への委任)

第十九条 附則第二条から第十四条まで、第十七条及び前条に定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

総務省令」とあるのは「文部科学大臣、総務大臣及び政令で定める大臣の発する命令」と、第二十七条第一項中「及び総務省の独立行政法人評価委員会」とあるのは「並びに総務省及び政令で定める府省の独立行政法人評価委員会」と、同条第二項中「総務省の独立行政法人評価委員会」とあるのは「総務省及び政令で定める府省の独立行政法人評価委員会」とする。

(政令への委任)

第十九条 附則第二条から第十五条まで、第十七条及び前条に定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

○特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

(目的及び適用範囲)		(目的及び適用範囲)	
<p>第一条 この法律は、次に掲げる国家公務員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与及び公務又は通勤による災害補償について定めることを目的とする。</p> <p>一～二十一 (略)</p> <p>二十二 削除</p> <p>二十三～三十四 (略)</p> <p>三十五 削除</p> <p>三十六～六十二 (略)</p> <p>六十三 削除</p> <p>六十四～七十五 (略)</p>		<p>第一条 この法律は、次に掲げる国家公務員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与及び公務又は通勤による災害補償について定めることを目的とする。</p> <p>一～二十一 (略)</p> <p>二十二 宇宙開発委員会委員長</p> <p>二十三～三十四 (略)</p> <p>三十五 宇宙開発委員会の常勤の委員</p> <p>三十六～六十二 (略)</p> <p>六十三 宇宙開発委員会の非常勤の委員</p> <p>六十四～七十五 (略)</p>	
別表第一（第三条関係）		別表第一（第三条関係）	
官職名	俸給月額	官職名	俸給月額
(略)	(略)	(略)	(略)
<p>公害等調整委員会の常勤の委員</p> <p>中央労働委員会の常勤の公益を代表する委員</p> <p>運輸安全委員会の常勤の委員</p>	一、〇六〇、〇〇〇円	<p>公害等調整委員会の常勤の委員</p> <p>中央労働委員会の常勤の公益を代表する委員</p> <p>運輸安全委員会の常勤の委員</p>	一、〇六〇、〇〇〇円

<p>総合科学技術会議の常勤の議員 原子力委員会委員長 再就職等監視委員会委員長 証券取引等監視委員会委員長 公認会計士・監査審査会会長 中央厚生保護審査会委員長 (削る) 社会保険審査会委員長 東宮大夫</p>	
<p>食品安全委員会の常勤の委員 原子力委員会の常勤の委員 原子力安全委員会の常勤の委員 情報公開・個人情報保護審査会 の常勤の委員 公益認定等委員会の常勤の委員 証券取引等監視委員会委員 公認会計士・監査審査会の常勤 の委員 地方財政審議会委員 国地方係争処理委員会の常勤の 委員 電気通信紛争処理委員会の常勤 の委員 中央更生保護審査会の常勤の委 員</p>	<p>九三六、〇〇〇円</p>

<p>総合科学技術会議の常勤の議員 原子力委員会委員長 再就職等監視委員会委員長 証券取引等監視委員会委員長 公認会計士・監査審査会会長 中央厚生保護審査会委員長 宇宙開発委員会委員長 社会保険審査会委員長 東宮大夫</p>	
<p>食品安全委員会の常勤の委員 原子力委員会の常勤の委員 原子力安全委員会の常勤の委員 情報公開・個人情報保護審査会 の常勤の委員 公益認定等委員会の常勤の委員 証券取引等監視委員会委員 公認会計士・監査審査会の常勤 の委員 地方財政審議会委員 国地方係争処理委員会の常勤の 委員 電気通信紛争処理委員会の常勤 の委員 中央更生保護審査会の常勤の委 員</p>	<p>九三六、〇〇〇円</p>

(削る)

労働保険審査会の常勤の委員

社会保険審査会委員

運輸審議会の常勤の委員

土地鑑定委員会の常勤の委員

公害健康被害補償不服審査会の

常勤の委員

宇宙開発委員会の常勤の委員

労働保険審査会の常勤の委員

社会保険審査会委員

運輸審議会の常勤の委員

土地鑑定委員会の常勤の委員

公害健康被害補償不服審査会の

常勤の委員

○印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）（附則第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

別表第三 非課税文書の表（第五条関係）

文書名	作成者
(略)	(略)
独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）第十八条第一項第一号、第二号及び第九号（業務の範囲等）の業務に関する文書	独立行政法人宇宙航空研究開発機構
(略)	(略)

現行

別表第三 非課税文書の表（第五条関係）

文書名	作成者
(略)	(略)
独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）第十八条第一項第一号、第二号及び第八号（業務の範囲等）の業務に関する文書	独立行政法人宇宙航空研究開発機構
(略)	(略)

改 正 案	現 行
<p>（内閣府設置法の一部改正）</p> <p>第二十二條 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第三條第二項中「治安の確保」の下に「、人事行政の公正の確保」を、「推進」の下に「、公務の能率的な運営」を加える。</p> <p>第四條第一項に次の一号を加える。</p> <p>十九 各行政機関がその職員について行う人事管理に関する方針及び計画その他の公務の能率的な運営に関する方針及び計画に関する事項</p> <p>第四條第三項第五十四号の四を削り、同項第五十九号の次に次の一号を加える。</p> <p>五十九の二 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第百三十一條に規定する事務</p> <p>第四條第三項第六十二号を第六十三号とし、第六十一号の次に次の一号を加える。</p> <p>六十二 公務員庁設置法（平成二十三年法律第 号）第四條第二項に規定する事務</p> <p>第七條第二項中「若しくは」を「又は」に改める。</p> <p>第十一條の二の次に次の一條を加える。</p> <p>第十一條の三 第四條第一項第十九号及び第三項第六十二号に掲げる事務については、第九條第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。</p>	<p>（内閣府設置法の一部改正）</p> <p>第二十二條 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第三條第二項中「治安の確保」の下に「、人事行政の公正の確保」を、「推進」の下に「、公務の能率的な運営」を加える。</p> <p>第四條第一項に次の一号を加える。</p> <p>十九 各行政機関がその職員について行う人事管理に関する方針及び計画その他の公務の能率的な運営に関する方針及び計画に関する事項</p> <p>第四條第三項第五十四号の四を削り、同項第五十九号の次に次の一号を加える。</p> <p>五十九の二 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第百三十一條に規定する事務</p> <p>第四條第三項第六十二号を第六十三号とし、第六十一号の次に次の一号を加える。</p> <p>六十二 公務員庁設置法（平成二十三年法律第 号）第四條第二項に規定する事務</p> <p>第七條第二項中「若しくは」を「又は」に改める。</p> <p>第十一條の二の次に次の一條を加える。</p> <p>第十一條の三 第四條第一項第十九号及び第三項第六十二号に掲げる事務については、第九條第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。</p>

第十五条第二項中「及び消費者庁」を「消費者庁及び公務員庁」に改める。

第十六条第二項中「大臣委員会等」の下に「、人事公正委員会」を加え、「及び消費者庁」を「消費者庁及び公務員庁」に改める。

第三十七条第三項の表再就職等監視委員会の項を削る。

第四十条第三項の表官民人材交流センターの項を削る。

第六十四条の表国家公安委員会の項の次に次のように加える。

人事公正委員会

国家公務員法

第六十四条の表に次のように加える。

公務員庁

公務員庁設置法

第六十六条中「九十七」を「九十五」に改める。

附則第二条中第四項を第五項とし、第一項から第三項までを一項ずつ繰り下げ、同条に第一項として次の一項を加える。

内閣府は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号に掲げる事務のほか、国家公務員制度改革推進本部が置かれている間、公務員庁設置法附則第二項に規定する事務をつかさどる。

附則第三条の表当分の間の項中「附則第二条第一項第一号」を「前条第二項第一号」に改め、同表平成二十四年三月三十一日までの間の項中「附則第二条第二項」を「前条第三項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第十一条の三の特命担当大臣は、同条に規定する事務のほか、国家公務員制度改革推進本部が置かれている間、前条第一項に規定する事務を掌理するものとする。

第十五条第二項中「及び消費者庁」を「消費者庁及び公務員庁」に改める。

第十六条第二項中「大臣委員会等」の下に「、人事公正委員会」を加え、「及び消費者庁」を「消費者庁及び公務員庁」に改める。

第三十七条第二項の表再就職等監視委員会の項を削る。

第四十条第三項の表官民人材交流センターの項を削る。

第六十四条の表国家公安委員会の項の次に次のように加える。

人事公正委員会

国家公務員法

第六十四条の表に次のように加える。

公務員庁

公務員庁設置法

第六十六条中「九十七」を「九十五」に改める。

附則第二条中第四項を第五項とし、第一項から第三項までを一項ずつ繰り下げ、同条に第一項として次の一項を加える。

内閣府は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号に掲げる事務のほか、国家公務員制度改革推進本部が置かれている間、公務員庁設置法附則第二項に規定する事務をつかさどる。

附則第三条の表当分の間の項中「附則第二条第一項第一号」を「前条第二項第一号」に改め、同表平成二十四年三月三十一日までの間の項中「附則第二条第二項」を「前条第三項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第十一条の三の特命担当大臣は、同条に規定する事務のほか、国家公務員制度改革推進本部が置かれている間、前条第一項に規定する事務を掌理するものとする。

附則第五条第一号中「附則第二条第一項第一号」を「附則第二条第二項第一号」に改め、同条第二号中「附則第二条第二項」を「附則第二条第三項」に改める。

附則第五条第一号中「附則第二条第一項第一号」を「附則第二条第二項第一号」に改め、同条第二号中「附則第二条第二項」を「附則第二条第三項」に改める。